

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、かつ、第12条の2第7項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第21条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業規則第19条の規定により退職した者</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>任期を終えて退職した者</u></p> <p>ロ <u>任期を定めて雇用される者であって、職員の配置等の事務の都合により退職した者</u></p> <p>(3) 第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p>	<p>本則</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気に限る。以下「傷病」という。)又は死亡によらず、かつ、第12条の2第7項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第21条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 就業規則第19条の規定により退職した者</p> <p>(2) <u>任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p>	

<p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、就業規則第19条の規定により退職した者</p> <p>(2) 就業規則第21条第2項第4号及び第5号の規定による解雇の処分を受けて退職した者</p> <p>(3) 第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p> <p>(4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で次に掲げるもの</u></p> <p>イ 任期を終えて退職した者</p> <p>ロ 任期を定めて雇用される者であって、職員の配置等の事務の都合により退職した者</p> <p><u>(6) 25年以上勤続し、第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(任期を終えて退職した者又は退職日俸給月額若しくは特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用について</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、就業規則第19条の規定により退職した者</p> <p>(2) 就業規則第21条第2項第4号及び第5号の規定による解雇の処分を受けて退職した者</p> <p>(3) 第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p> <p>(4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者</p> <p><u>(5) 25年以上勤続し、任期を終えて退職した者</u></p> <p><u>(6) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(7) 25年以上勤続し、第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(任期を終えて退職した者又は退職日俸給月額若しくは特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年 <u>(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、25年)</u> 以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年 <u>(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、10</u></p>	
--	--	--

は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合には、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1

年) を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合には、100分の2） <u>（第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2（退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1））</u> を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1

		号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額			号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) <u>(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1))</u> を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2 第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) <u>(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1))</u> を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2 第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条まで	第5条の2 第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条まで

		の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条の2・3 (略)		
第6条の4 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の

		の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条の2・3 (略)		
第6条の4 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2) <u>(第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1))</u> を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の

	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ		同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の		同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額	第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2） <u>（第5条第1項第6号に規定する者にあっては、100分の2（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額</u>
第6条の3第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日にお	第6条の3第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3（特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日にお

		いて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ	
及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあつては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額	
当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合	

第7～11条 (略)

		いて定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) (第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ	
及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあつては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあつては、100分の2) (第5条第1項第6号に規定する者にあつては、100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)) を乗じて得た額の合計額	
当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合	

第7～11条 (略)

<p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 <u>引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、次の各号に掲げる割合を乗じて得た割合(以下「業績加算割合」という。)を加算することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員としての在職期間1月につき、100分の10.875の割合を乗じて得た割合</u></p> <p>(2) <u>役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た割合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 <u>引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、役員としての在職期間1月につき、100分の10.875の割合を乗じて得た割合に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た割合を加算することができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>	
---	--	--

附 則(経規程第19号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。